



日赤救急法講習会で学ぶ (7月26日 ゆきつばき荘)

主な内容

- 小池市長の市政報告  
憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認に関する意見書を安倍総理大臣に対し二回提出いたしました…………… 27
- 新規高卒求人説明会開催…………… 28
- 第57回 加茂市総合体育大会…………… 30
- 加茂の風土記「七谷忠魂碑遺跡」…………… 32

加茂病院は加茂市の宝 加茂病院をもり立てましょう  
 「美人の湯」も加茂市の宝 美人の湯をよろしく願いたします

# 市政報告

加茂市長 小池清彦

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認に関する意見書を安倍総理大臣に対し二回提出いたしました。

一 安倍内閣は、平成二十六年七月一日に憲法解釈の変更により集団的自衛権を容認する閣議決定をいたしました。

二 この閣議決定は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」という標題の八ページにわたるも

のでありますが、その内容は、「現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な倫理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」という部分に尽きております。

## 六月二十六日付の意見書の概要

一 この閣議決定は、憲法を改正せずに、閣議決定によって、憲法を改正したと同じ結果を生じさせることをめざす、極めて危険な企てであります。

二 現在の日本国憲法即ち、平和憲法によっても認められていると解される自衛権は、「個別的自衛権」であります。これは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における自衛の権利のことでもあります。

三 これに対し、「集団的自衛権」とは、A国（日本）と条約を結んだB国（アメリカ）があるとして、B国とC国が戦争をしている場合に、C国のB国に対する攻撃をA国（日本）に対する攻撃と見なして、A国（日本）がC国に対して武力を行使する、即ち攻撃する権利のことです。

四 平和憲法の大きな意義は、日本がこれまで海外派兵させられずに済んだことでありました。日本は、平和憲法のお陰で、朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、その他の戦争にも派兵させられずに済みました。イラク戦争についても、日本国政府は、海外派兵ではないと強弁しており、自衛隊が比較的安全な地域に滞在し、一人の戦死者も出なかったのは、平和憲法が存在したお陰であります。平和憲法の存在によって、日本は、アメリカによる海外派兵の要求を断ることができたのであります。

五 平和国家としての日本の立場は、世界中が認めているものであります。日本は、二発の原爆を落とされ、原爆の惨害を受けた唯一の国家であり、日本国は、平和憲法を持つ平和国家であるという日本の立場は、世界中が認めていることでもあります。

六 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生むことになります。

- (1) 日本が平和憲法の下でも集団的自衛権を行使することができることにしたら最後、アメリカは、アメリカが戦っている相手に対し、日本も参戦し、派兵することを要求してきます。
- (2) そうなった場合、もはやアメリカからのアメリカ並みの派兵要求を日本は、断ることができなくなります。
- (3) その結果自衛隊は、世界のし烈な戦場へ派兵させられることになり、自衛隊におびたらしい戦死者が出ることになります。
- (4) その結果自衛隊へ入る人は、きわめて少なくなりません。しかし、防衛力は維持しなければなりませんので、徴兵制を敷かざるを得なくなります。
- (5) かくして、日本国民は、徴兵制の下で招集

され、世界のし烈な戦場で血を流し続けることになります。

七 はじめは小さな容認であっても、これが拡大して行くことを防ぐ法令は、存在いたしません。一度、集団的自衛権が容認された場合、たとえばはじめは、それが多くの制約を加えられた小さな集団的自衛権であっても、これが拡大して行くことを防ぐ法令は存在いたしません。今後、集団的自衛権は、たちまち拡大し、極限まで達する可能性を有しております。

八 集団的自衛権は、たとえばにたくさん制約を加えられた小さなものであっても、すべて憲法違反です。

- (1) 日本国憲法第九条第一項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」とし、「国際紛争を解決する手段としては」「国権の発動たる戦争と武力によ

る威嚇又は武力の行使を」「永久にこれを放棄する。」と定めています。

(2) 我が国への武力攻撃に対する自衛のための即ち個別的自衛権の行使としての戦争は、「国際紛争を解決する手段」としての武力の行使ではないと解され、憲法違反ではありません。

(3) しかし、集団的自衛権に基づく武力の行使は、我が国への武力攻撃がないのに外国を攻撃するのですから、すべてが憲法第九条第一項の「国際紛争を解決する手段」としての武力の行使に当たります。

(4) 従って、集団的自衛権は、いかに小さなものであっても、個別的自衛権とは質的に異なるものであり、すべてが憲法違反であります。

九 集団的自衛権に基づく武力行使と共同作戦は、全く異なる別のものであります。我が国が行う共同作戦は、我が国としてはすべて、個別

的自衛権に基づくものであります。安倍内閣は、共同作戦を集団的自衛権の行使だと思つていと見受けられ、全く誤っています。

十 政府は、安全保障法制整備に関する与党協議会に集団的自衛権行使に該当するとして八つの事例を示しました。しかし、それらの大部分は個別的自衛権行使に該当する事例であり、残りは、一見して明らかな憲法違反の集団的自衛権行使の事例です。

例えば、安倍総理がいつも例示される「邦人輸送中の米輸送艦の日本の軍艦による防護」は、個別的自衛権の行使です。日本国民に対する侵害は、日本国の主権に対する侵害です。従って、日本の軍艦は、個別的自衛権に基づいて邦人を守ることになります。

十一 安倍総理は、「このたび掲げる事例は、武力の行使を目的として武装した部隊を海外に

派遣する海外派兵ではないので、いずれも武力の行使を目的とするものではない。」とっておられます。自衛権とは、自衛のため武力を使用する権利であります。従って、政府が掲げる八つの事例は、武力を行使しないのですから、そもそも集団的自衛権の行使ではないことになります。

十二 「最近国際情勢が緊迫して来たから、集団的自衛権を容認する必要がある。」とする考えは誤りです。米ソの冷戦時代の方が今よりも、はるかに緊迫していました。核戦争による人類滅亡の危機が幾度かありました。今の方がはるかに平和です。

十三 「日本のアメリカに対する貢献が十分でないので、日本人の血を捧げることによって、アメリカに尖閣諸島をしっかりと守ってもらわなければならない。」という考え方は、全くの誤りだと考えます。

(1) まず、日本は、自国の国内において、たくさんのお金を出し、きわめて大きな犠牲を払ってきているのです。

(2) 日本は、アメリカに次ぐ世界第二位の強力な対潜水艦戦力を持っています。この強力な対潜水艦戦力を以て、旧ソ連海軍の中核である潜水艦をキャッチしたわけです。その情報を受けて、アメリカの攻撃型原子力潜水艦がソ連の原子力潜水艦を追尾して、いつでも攻撃できる態勢にあったものと推察されます。従ってアメリカが冷たい戦争でソ連に勝つことができたのは、日本の海上自衛隊のお陰だといってもいいのです。

そのために、海上自衛隊の対潜哨戒機のパイロットは、多くの殉職者を出したのです。

十四 尖閣諸島を守ってもらわなければならない血を捧げるといふ考え方は、「弱虫の考え方」

だと思えます。日本の防衛が不安なら、枕を高くして眠れるだけの自らの防衛力を整備すべきです。

近代戦の帰趨は、航空兵力によって決まります。日本の実力を以てすれば、枕を高くして眠れるだけの航空兵力を整備することは、そんなに難しくはないはずです。

十五 日本は、枕を高くして眠れるだけの強い防衛力を保持する一方で、平和国家として、平和憲法をしっかりと守り、海外派兵を行わず、大國の襟度を以て、隣国と仲良くし、世界中の国々と仲良くし、国民各位の権利と自由がしっかりと守られた民主主義国家として繁栄していくべきであると考えます。

## 七月二日付の意見書の概要

一 この閣議決定の内容は、集団的自衛権行使の事態ではなく、個別的自衛権行使の事態であります。これは、公明党が文言をトーンダウンさせて「おそれ」の文字を削り、「明白な危険」のみとなったためであります。

使という観点から見れば、虚偽の閣議決定であり、この閣議決定によっては、「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認」は行われなかったこととなります。

二 従って、この閣議決定は、集団的自衛権の行

べきものであります。三 このような虚偽の閣議決定は、早急に撤回すべきであります。

四 もし、撤回されない場合は、きわめて危険な

ことになります。それは、この閣議決定は、現在のところは虚偽の閣議決定であるとしても、これがエスカレート火種となることがあるからであります。虚偽の閣議決定であっても、これがエスカレートして行く過程において実となり、実の集団的自衛権となつて行くおそれがあることは、十分に警戒すべきことであります。

五 日米安保条約においては、日本が行使するのは、個別的自衛権のみであつて、集団的自衛権を行使する場面はありえません。

日米安保条約が適用されるのは、「日本国の施政の下にある領域」即ち「日本国の領土、領

海、領空及びその周辺空海域」のみだからであります。

この場合、「日本の施政の下にある領域」において米国に対して行われた武力攻撃は、同時に日本の主権を侵害しております。従つて、時に日本に対する武力攻撃になります。従つて、日本にあつては、個別的自衛権の行使となります。

六 従つて、日米防衛協力の指針(ガイドライン)に集団的自衛権行使の事態を想定することは、不可能であります。五で述べたように、日米防衛協力の指針(ガイドライン)の上部の条約である日米安保条約では、日本が発動できるのは、個別的自衛権のみだからであります。

次に私が安倍総理大臣に対して提出した二通の意見書の全文を掲載します。



平成26年 6月26日

内閣総理大臣 安倍晋三様

元防衛庁教育訓練局長  
新潟県加茂市長

小池清彦

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認に関する意見書

1 まず、はじめに申し上げます。政府が示された集団的自衛権行使の事例とされる8事例は、一見明白に憲法違反であると考えられる事例以外は、すべて個別的自衛権の事例です。従って、包括的、一般的な言葉で閣議決定がなされても、集団的自衛権の具体的事例がないのですから、これを示すことは不可能となり、内容のない閣議決定となります。これは、国民を愚ろうすることになり、許されるものではありません。(10を御覧下さい。)

2 平和憲法の大きな意義は、日本がこれまで海外派兵をさせられずに済んだことでもあります。

日本は、平和憲法のお蔭で、朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、その他の戦争にも派兵させられずに済みました。

イラク派兵に際しても、自衛隊が比較的安全な地域に滞在し、一人の戦

死者も出なかったのは、平和憲法が存在したお蔭であります。

平和憲法の存在によって、日本は、アメリカによる海外派兵の要求を断ることができたのであります。

3 平和国家としての日本の立場は、世界中が認めているものであります。

日本国民は、2発の原爆を落とされ、原爆の惨害を受けた唯一の国民であり、日本国は平和憲法を持つ平和国家であるという日本の立場は、世界中が認めていることであります。

4 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生むこととなります。

(1) 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生じ、そうなった場合、もはやアメリカからのアメリカ並みの派兵要求を断ることができなくなります。

(2) その結果自衛隊は、世界のし烈な戦場へ派兵されることになり、自衛隊におびただしい戦死者が出ることとなります。

(3) その結果自衛隊へ入る人は、きわめて少なくなります。しかし、防衛力は維持しなければなりませんので、徴兵制を敷かざるを得なくなります。

(4) かくして、日本国民は、徴兵制の下で招集され、世界のし烈な戦場で血を流し続けることとなります。

5 はじめは小さな容認であっても、これが拡大して行くことを防ぐ法令は存在いたしません。

一たび集団的自衛権が容認された場合、たとえばはじめは、それが多くの制約を加えられた小さな集団的自衛権であっても、これが拡大して行くこ

とを防ぐ法令は存在いたしません。今後集団的自衛権は、たちまち拡大し、極限まで達する可能性を有しております。

6 集団的自衛権は、たとえいかにたくさんの制約を加えられた小さなものであっても、すべて憲法違反です。

(1) 集団的自衛権とは、A国（日本）と条約を結んだB国（アメリカ）があるとして、B国とC国が戦争している場合に、C国のB国に対する攻撃をA国（日本）に対する攻撃と見なして、A国（日本）がC国に対して武力を行使する、即ち攻撃する権利のことです。

(2) 一方日本国憲法第9条第1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」とし、「国際紛争を解決する手段としては」「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使（以下この3つを合わせて「武力の行使」ということにします。）を」「永久にこれを放棄する。」と定めています。

(3) この規定があるにもかかわらず、自衛権に基づく武力の行使は認められるとされ、自衛隊が存在しているのは、一にかかって、第9条第2項の冒頭にある「前項の目的を達するため」という一句、即ちいわゆる「芦田修正」が存在しているからであります。即ち、「国際紛争を解決する手段でない武力の行使」というものが存在する。それが自衛権に基づく武力の行使だということになっているわけであります。従って国際紛争を解決するための手段でない武力の行使を行うためには「陸海空軍その他の戦力」を保持することができることになるわけですが、第9条第1項が大前提として、厳然と存在しておりますので、いくら自衛権に基づくものだからといっても、無制限に武力の行使が認められるものではありません。そこでこれまでの一貫した政府の解釈は、「自衛のため必要最小限度ないしは必要かつ相当な武力」を保持することは認められると

いうものであります。

- (4) この「前項の目的を達するため」という一句即ち芦田修正は、よく知られておりますように、GHQが日本政府に示した日本国憲法の草案の中には、入っていなかったものであります。それを、国会で新しい日本国憲法を制定するときに作った芦田均さんを長とする委員会が、この一句を入れたものであります。
- (5) この「前項の目的を達するため」という一句が入るときに、これが連合国の最高の意思決定機関として、ワシントンに置かれた「極東委員会」にかけられました。
- (6) この一句が極東委員会にかけられたとき、猛反対が起きました。中華民国反対、イギリス反対、オーストラリア反対、ソ連もとより反対といった具合であります。これをアメリカが、なだめたわけですが、最後まで、これに同意しなかったのが蒋介石総統の中華民国でありました。しかし、当時すでに国共内戦が行われておりましたので、アメリカは、中華民国に対する支援も引き合いに出しながら、ようやく中華民国に同意させたのであります。
- (7) このように、この「前項の目的を達するため」という一句即ち芦田修正は、その成立の経緯から見ても、簡単に拡大解釈することができるようなものではないのであります。
- (8) そこで、あらためて、憲法第9条第1項を読んでみますと、「国際紛争を解決する手段としては、武力の行使を永久に放棄する。」と書かれております。そこで、個別的自衛権の場合は、自国が攻撃されているから、攻撃した国に対して自衛のため必要最小限度ないしは必要かつ相当な武力行使を行うものでありますので、この場合は、国際紛争を解決する手段としての武力行使ではないと申せましょう。
- (9) しかし、集団的自衛権の場合は、個別的自衛権の場合と質的に全く

違います。いくら制約された小さな集団的自衛権であっても、個別的自衛権とは質的に全く違います。集団的自衛権の場合は、自国が攻撃されていないのに、自国の同盟国が戦争している国に対して武力を行使する、即ち、その国を攻撃するというものであります。これは文字通り、国際紛争を解決する手段としての武力の行使そのものであります。2つの国の間の戦争に介入して、自らの武力を行使するのですから、これは、まぎれもなき「国際紛争を解決する手段としての武力行使」であります。これをもし、そうでないというならば、これは、もはや三百代言の弁であって、正当なる憲法解釈ではありません。憲法の文言が気に入らないからといって、不当な解釈で違憲の集団的自衛権を合憲としたのでは、もはや日本は法治国家ではありません。自民党と公明党が合意すれば、違憲のものも合憲になるというものではありません。それでは、まるで、権力によって人々に鹿を馬といわせた、古の中国の故事と変わらないではありませんか。為政者は、謙虚に法に服するべきであります。

7 「1972年の自衛権に関する政府見解」の一部を修正することによって、集団的自衛権を合憲とする手法は間違っています。あくまでも、憲法9条の原文によって解釈すべきであります。

- (1) 「1972年の自衛権に関する政府見解」は、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」という一句、即ち芦田修正には全く触れておらず、極めて不十分かつ不完全なものであります。
- (2) しかし、そのことは、さて置いても、「1972年の自衛権に関する政府見解」は、憲法そのものではありません。従って、憲法でもないものをいくらいじくり回し、ひねり回しても、妥当な結論は出て参りません。
- (3) そうではなくて、憲法解釈は、あくまでも、憲法の原文そのものに照

らして行われるべきであります。そうすれば、前記4で述べた明々白々の結論が出てくるのであります。

8 集団的自衛権に基づく武力行使と共同作戦は、全く異なる別のもの  
あります。

(1) 集団的自衛権に基づく武力行使と共同作戦は、全く異なる別のもの  
であります。政府与党におかれては、これを混同しておられるように見  
うけられます。

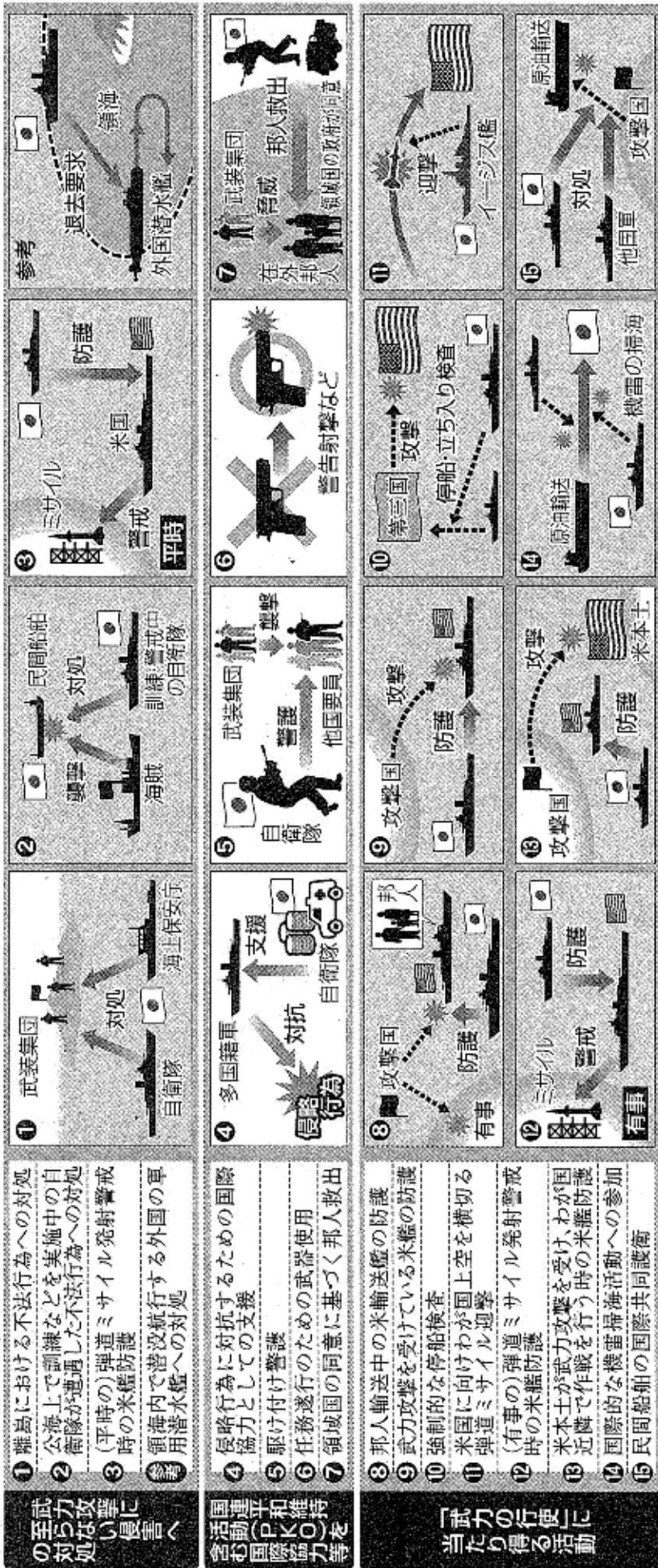
(2) その結果、集団的自衛権の事例として掲げられている8事例のほと  
んどが、実は個別的自衛権の事例となっているのであります。

(3) この「集団的自衛権に基づく武力行使」と「共同作戦」をしっかりと  
区別しないと、仮に閣議決定や法制化がなされても、内容が完全に誤っ  
た閣議決定や法律となります。

(4) たとえば、日米安全保障条約に基づいて、アメリカの艦隊と日本の艦  
隊が出撃して戦闘を行ったとします。この場合、アメリカの艦隊は集団  
的自衛権に基づいて、日本の艦隊は、個別的自衛権に基づいて武力行使  
を行いますが、この場合、日米の艦隊は共同作戦を行うこととなります。

(5) そうなりますと、共同作戦ですから、相手国の軍艦や航空機がアメリ  
カの軍艦を攻撃しても、はたまた、日本の軍艦を攻撃しても、いずれの  
場合でも、共同作戦ですから、アメリカ側は、集団的自衛権に基づいて  
相手国の軍艦や航空機を撃破し、日本側は個別的自衛権に基づいて相手  
国の軍艦や航空機を撃破することとなります。相手国の軍艦や航空機が、  
日米どちらの軍艦を攻撃してくるかは、関係がありません。日米は一体  
となって共同作戦を行うのであります。

- 9 「武力行使」を目的としない行動は、自衛権の行使ではありません。従って、例示された8つの事例は、いずれも集団的自衛権の事例ではありません。
- (1) 自衛権とは、自衛のため武力を行使する権利であります。従って、武力の行使を目的としないものは、自衛権ではありません。
- (2) ところが総理は、「このたび掲げる事例は、武力の行使を目的として武装した部隊を海外に派遣する海外派兵ではないので、いずれも、武力の行使を目的とするものではない。」とっておられます。
- (3) そうだとすれば、掲げられた15の事例は、いずれも武力の行使を目的としないのですから、すべて自衛権行使の事例ではなくなります。従って、集団的自衛権行使の例として掲げられた8つの事例は、いずれも、集団的自衛権行使の事例ではないこととなります。
- 10 政府は、安全保障法制整備に関する与党協議会に下記の15の事例を示しました。そのうち8から15までの8事例が「武力の行使に当り得る活動」として、集団的自衛権行使に該当するとされています。



- ① 難島における不法行為への対処
- ② 公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処
- ③ (平時の)弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護
- ④ 領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処
- ⑤ 武装集団
- ⑥ 多国籍軍
- ⑦ 邦人輸送中の米輸送艦の防護
- ⑧ 武力攻撃を受けている米艦の防護
- ⑨ 強制的な停船検査
- ⑩ 米国に向けわがが国上空を横切る弾道ミサイル迎撃
- ⑪ (有事の)弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護
- ⑫ 米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦を行う時の米艦防護
- ⑬ 国際的な機雷掃海活動への参加
- ⑭ 民間船舶の国際共同防護

至武力攻撃に  
対し、いかなる  
被害も受けない  
活動に  
活動連平和維持  
活動(PKO)を  
含む国際協力等

「武力の行使」に  
当たり得る活動



この集団的自衛権行使の事例とされる8事例について、1つ1つ検証いたしますが、検証した結論を申しますと、ほとんどの事例が個別的自衛権行使の事例であって、残りは、一見して明らかな憲法違反の集団的自衛権行使の事例です。

#### ⑧ 邦人輸送中の米輸送艦の防護

日本国民に対する侵害は、日本国の主権に対する侵害です。従って、日本の軍艦は、個別的自衛権に基づいて邦人を守ることになります。邦人を運んでいるのが米軍の輸送船であっても、民間の船であっても、同じことです。

#### ⑨ 武力攻撃を受けている米艦の防護

これは2つの場合に分かれます

- ㊦ 武力攻撃が日本国の施政の下にある領域（政府の解釈では、「日本の領土、領海、領空およびその周辺海空域」とされています）において行われている場合

この場合は、日米の共同作戦になりますので、個別的自衛権の行使となります。

- ㊧ 武力攻撃が㊦以外の海域において行われている場合

この場合は、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

#### ⑩ 強制的な停船検査

この事例は、憲法第9条第2項の「国の交戦権は、これを認めない。」という条文の交戦権の行使に該当します。この場合、この第2項の「前項の目的を達するため」という一句が、この交戦権否認の条文にまでかかると解釈すれば、自衛権行使の一環として停船検査ができることとなります。そのように解釈すれば、次のようになります。

㊦ 武力攻撃が日本国の施政の下にある領域において行われている場合

この場合は、日米の共同作戦になりますので、個別的自衛権の行使となります。

㊧ 武力攻撃が㊦以外の海域において行われている場合

この場合は、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

⑪ 米国に向け、わが国上空を横切る弾道ミサイル迎撃

㊦ ミサイルが米国に向かっているのか、日本に向かっているのかは、瞬時には簡単にわかりませんので、すべてのミサイルが日本に向かっているものとして対処しなければなりません。

㊧ いずれにしても、わが国の領空へミサイルをとばす行為は、わが国に対する武力攻撃ですから、個別的自衛権の行使となります。

⑫ (有事の) 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護

「有事」を日本有事の場合とすると、これは、日米共同作戦であり、個別的自衛権の行使となります。

⑬ 米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦を行う時の米艦防護

㊦ 米艦が、わが国の施政の下にある領域にいるときは、これに対する攻撃は、わが国の主権の侵害でもありますので、日米共同作戦として、個別的自衛権の行使となります。

㊧ 米艦が㊦以外の海域にいるときは、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

⑭ 国際的な機雷掃海活動への参加

㊦ この場合は、日本が守ろうとするのは日本のタンカーです。

従って、日本は、個別的自衛権の行使として日本のタンカーを守るために機雷掃海を行うこととなります。アメリカも、その他の参加国も、それぞれ個別的自衛権の行使として、自国のタンカーを守るために機雷掃海を行うこととなります。そして各国は、共同作戦を行うこととなります。

④ ただし、「戦闘が行われているときに機雷掃海に参加するか否か」の政策的判断が別になされることとなります。

#### ⑮ 民間船舶の国際共同護衛

㊦ この場合は、⑭と同じく、個別的自衛権の行使です。そして、共同作戦を行うこととなります。

④ ただし、「戦闘が行われているときに国際共同護衛に参加するか否か」の政策的判断が、別になされることとなります。

11 次に「武力攻撃に至らない侵害への対処」とされている4つの事例について検証します。

#### ① 離島における不法行為への対処

㊦ この場合は、我が国の領土が占領されていますので、我が国の主権の侵害であり、明確な武力攻撃です。

④ この場合は、防衛出動を下命するか、海上における警備行動を下命するか、海上保安庁に対処させるかの選択となります。

#### ② 公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処

この場合は、相手が海賊です。正当防衛は、対象が自分だけでなく他人であってもよいことになっております。正当防衛として対処するのがよいと考えます。

③ (平時の) 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護

この場合は、平時ですので、特に防護という問題は、理論上は起こりません。米艦と一緒に警戒の任務を行えばそれでよいことになります。

【参考】領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処

㊦ 潜水艦は、国際法上、他国の領海内では、浮上しなければなりません。従って浮上しないときは、明確な武力攻撃を行っていることになります。

㊧ ただし、日本は、自国に係る国際海峡の自由通航を宣言しておりますので、その海峡では、潜水艦は、潜航したまま通航できます。

12 次に「国連平和維持活動（P K O）を含む国際協力等」とされている4つの事例については、集団安全保障との関連があり、政策判断の問題がありますので、一概に検証することはできません。

以下において、上記以外の問題について申し上げます。

13 集団的自衛権を行使するとした場合、日本が限定的に行使するとしても、相手国は、これに対して、最大限の反撃を行ってくることを覚悟しなければなりません。

生兵法は大怪我のもと。しかも、集団的自衛権は違憲です。集団的自衛権には手をつけるべきではないと考えます。

14 集団安全保障につきましても、集団的自衛権について述べたと同様の法理が存するものであります。

15 「最近国際情勢が緊迫して来たから、集団的自衛権を容認する必要がある。」とする考えは誤りです。米ソの冷戦時代の方が今よりも、はるかに緊迫していました。核戦争による人類滅亡の危機が幾度かありました。今の方がはるかに平和です。

16 「日本のアメリカに対する貢献が十分でないので日本人の血を捧げることによって、アメリカに尖閣諸島をしっかりと守ってもらう必要がある。」という考えは、全くの誤りだと考えます。

(1) まず、日本は、自国の国内において、たくさんの米軍基地を提供し、お金も出しています。日本国における米軍基地なくして、アメリカの極東戦略と世界戦略は成り立ちません。日本は、そのために、きわめて大きな犠牲を払ってきているのです。

日本は、米軍基地だけでも十分な貢献をしています。

(2) 日本は、アメリカに次ぐ世界第2位の強力な対潜水艦戦力を持っています。かつては、固定翼の対潜哨戒機P3Cを100機持っていました。今でも80機のP3Cを持っています。(第3位のイギリスは30機くらいしか持っていません。) そのほかに回転翼の対潜哨戒機を100機ほど持っています。そのほかに水上艦艇と潜水艦があります。

(3) 旧ソ連の海軍は、潜水艦中心の海軍でしたので、日本は、これだけ強力な対潜兵力を以て、アメリカに絶大な貢献をしたのです。

(4) ソ連の潜水艦の多くは、ウラジオストクにおり、日本に係る3海峡を通過して太平洋へ出て来るのを、我が海上自衛隊の強力な対潜兵力を以て、ソ連の潜水艦をキャッチしたわけです。その情報を受けて、アメリカの攻撃型原子力潜水艦がソ連の原子力潜水艦を追尾して、いつでも攻撃できる態勢にあったものと推察されます。

(5) 従って、アメリカが冷たい戦争でソ連に勝つことができたのは、日本の海上自衛隊のお陰だといってもいいのです。

- (6) 海上自衛隊の対潜哨戒機は、雨の日も、風の日も潜水艦の探索を続けるわけですから、ずいぶん無理をしたのです。その結果、当時の海上自衛隊のパイロットは、「自分達の同期生名簿には、殉職者が多い」といっています。
- (7) 日本はこれだけ大きな犠牲を払ってアメリカに対し、十分過ぎる貢献をしてきているのです。この上さらに日本人の血を捧げる必要はありません。
- (8) 尖閣諸島を守ってもらうために、日本人の血を捧げるという考え方は、「弱虫の考え方」だと思います。日本の防衛が不安なら、枕を高くして眠れるだけの自らの防衛力を整備すべきです。
- (9) 近代戦の帰趨は、航空兵力によって決まります。
- 米国に次ぐ世界第2位の強力な対潜兵力を日本は持っています。日本の実力を以てすれば、枕を高くして眠れるだけの強力な航空兵力を整備することは、そんなに難しくはないはずです。お金が足りなければ日銀引受の国債発行で対応すべきです。生産力が続く限り、インフレは来ません。
- (10) 日本は、枕を高くして眠れるだけの強い防衛力を保持する一方で、平和国家として、平和憲法をしっかりと守り、海外派兵を行わず、大国の襟度を以て、隣国と仲良くし、世界中の国々と仲良くし、国民各位の権利と自由がしっかりと守られた民主主義国家として繁栄していくべきであると考えます。

平成26年 7月 2日

内閣総理大臣 安倍晋三様

元防衛庁教育訓練局長  
新潟県加茂市長

小池清彦

憲法解釈の変更により集団的自衛権を容認する閣議決定に対する意見書

○このたびの意見書において新たに指摘する重要事項の要点

- (1) この閣議決定の内容は、集団的自衛権行使の事態ではなく、個別的自衛権行使の事態である。従って、この閣議決定は、集団的自衛権の行使という観点から見れば、虚偽の閣議決定であり、この閣議決定によっては、「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認」は行われなかったことになる。
- (2) 日米安保条約においては、日本が行使するのは、個別的自衛権のみであって、集団的自衛権を行使する場面はありえない。従って、この条約の下部の取決めである「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」に集団的自衛権の行使を規定することはできない。

- 1 集団的自衛権の行使は、いかに小さなものであっても、憲法第9条第1項に定める「国際紛争を解決する手段としての武力の行使」であり、すべて憲法違反であります。従って、この閣議決定は、憲法違反の閣議決定であります。
- 2 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生じ、もはやアメリカからのアメリカ並みの派兵要求を断ることができなくなります。その結果やがて自衛隊は、世界のし烈な戦場でおびただしい戦死者を出すことになり、自衛隊へ入る人は、きわめて少なくなります。しかし、防衛力は維持しなければなりませんので、徴兵制を敷かざるを得なくなり、日本国民は、徴兵制の下で招集され、世界のし烈な戦場で血を流し続けることになります。
- 3 この閣議決定は、形式的には、集団的自衛権行使の事態について記しておりますが、実際の内容は、個別的自衛権行使の事態であります。従って、この閣議決定は、集団的自衛権の行使という観点から見れば、虚偽の閣議決定であり、この閣議決定によっては、「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認」は行われなかったことになります。その理由は、次のとおりであります。
  - (1) この閣議決定には、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、」とありますが、この武力攻撃に対して武力の行使ができる場合は、1972年の政府の憲法解釈の基本的な論理の枠内で、「この武力攻撃により、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある急迫、不正の事態」となっております。
  - (2) さて、そこで、「明白な危険がある急迫、不正の事態」とは、他国に対して武力攻撃が行われていると同時に、①わが国に対しても武力攻撃



が行われている事態か、②わが国に対してまさに武力攻撃が行われようとしている事態かの2つのみとなります。これは、公明党が文言をトーンダウンさせて「おそれ」の文字を削り、「明白な危険」のみとなったため、このたびは特に明確に、この2つの事態のみとなったのであります。

(3) 自衛権の論理は、正当防衛の論理ではありますが、正当防衛が成立するのは、まさに急迫、不正の侵害がなされた事態であり、これは、①現実に不正の侵害がなされた場合と、②まさに不正の侵害がなされようとしている場合の2つのケースなのであります。

(4) そうなりますと、この2つの事態即ち、外国に対して武力攻撃が行われていると同時に、①わが国に対しても武力攻撃が行われている事態か、②わが国に対して、まさに武力攻撃が行われようとしている事態の2つの事態は、いずれも、わが国に対する武力攻撃の事態でありますので、当然明確に個別的自衛権行使の事態であります。

(5) 従いまして、この閣議決定の内容は、個別的自衛権行使の事態であり、この閣議決定は、集団的自衛権の行使という観点から見れば、虚偽の閣議決定となり、「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認」は、行われなかったこととなります。

4 次に形式的なものであるにせよ、この閣議決定が記す集団的自衛権行使の事態を日米防衛協力の指針（ガイドライン）に規定することは、不可能であります。なぜならば、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の上部の条約である日米安保条約では、日本が発動できるのは個別的自衛権のみだからであります。その理由は、次のとおりであります。

(1) 日米安保条約第5条は、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って

共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」と定めています。

- (2) ここで、「日本国の施政の下にある領域」とは、「日本国の領土、領海、領空及びその周辺海空域」とされています。
- (3) 即ち、日米安保条約第5条では、日米両国は、日本国の施政の下にある領域におけるいずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認めているわけであります。従って、わが国の施政の下にある領域においては、米国に対する武力攻撃であっても、日本は、これが自国の平和及び安全を危うくするものであることを認めて、日米は共通の危険に対処するように行動することになっているのであります。
- (4) この場合、日本の施政の下にある領域において米国に対して行われた武力攻撃は、日本の施政の下にある領域に対して行われた武力攻撃ですから、同時に日本の主権を侵害しております。従って、同時に日本に対する武力攻撃になります。従って、日本にあっては、個別的自衛権の行使となります。この場合、日米共同作戦が行われることが多いと思われませんが、日米共同作戦は、日本にあっては個別的自衛権の行使であって、集団的自衛権の行使ではありません。
- (5) 従って、日米安保条約における武力行使は、日本は個別的自衛権の行使、アメリカは集団的自衛権の行使となるのであります。
- (6) 一方、日本国の施政の下にある領域の外の区域においては、日米安保条約は適用されませんので、その区域において、日本が「日米安保条約に基づき集団的自衛権を行使する」ということはありえないのであります。
- (7) この閣議決定に関連して、政府が示した一問一答では、「日米安保条約の改正は考えていない。」と記されています。一方、集団的自衛権の行使には、条約が必要です。しかし、安保条約は改正しないのですから、

安保条約は現行のものとなり、この条約の下で、日本が集団的自衛権を行使することは、ありえません。

5(1) このように、このたびの閣議決定は、内容は集団的自衛権の行使ではありません。また集団的自衛権の行使について、日米防衛協力の指針(ガイドライン)に規定をおくことはできません。

(2) このように虚偽の閣議決定は、早急に撤回すべきものであります。

(3) もし、撤回されない場合は、きわめて危険なことになります。それは、この閣議決定は、現在のところは虚偽の閣議決定であるとしても、これがエスカレートの火種となることがあるからであります。虚偽の閣議決定であっても、これがエスカレートして行く過程において実となり、実の集団的自衛権となっていくおそれがあることは、十分に警戒すべきこととあります。

6 なお、安倍総理は、前回に引き続き、今回の記者会見でも、日本人を輸送しているアメリカの輸送艦を日本の軍艦が護衛する行動を集団的自衛権行使の例としてあげておられます。しかし、日本の軍艦が護っているのは、日本人であり、日本人の生命や安全を害する行為は、日本の主権の侵害でありますので、日本国に対する武力攻撃となります。従って、本件は個別的自衛権の事例であることを申し添えます。日本人を輸送しているのが、米軍の輸送艦であっても、民間の輸送船であっても、同じことです。



## 平成27年度 春採用 加茂地区新規高卒求人説明会

県央地区を中心に32社が参加

就職を希望する高校卒業予定者の  
「自分のやりたい仕事を見つける」機会に



来年三月に高校を卒業する方で就職を希望する生徒向けの企業説明会が産業センターで開催されました。加茂市で新規高校卒業予定者を対象とした企業説明会は今回で三回目となります。会場には三十二社から参加していただき、二十九のブースに分かれて高校生への説明が行われました。

開催にあたり小池清彦加茂市長は「現在の就職状況は好転しています。高校生の皆さんにはクラーク博士のいう大志をもってこの説明会に臨んでください。また天台宗の最澄の言葉に一隅を照らすというものがあります。自分が輝けば足元や周囲を照らしいい方向へ向うといことで、何をもって自分が輝けるか、自分に合った仕事は何かを見つけてください」とあい

この説明会には、県央地区の高校から約二百人が参加し、各企業ブースでは事業内容、社員の一日の就業パターンや社員の趣味などが紹介されていました。参加した高校生の一人は「ものづくりが好きですが、どんなものづくりたいかよく考えてみたいです」と話していました。

さつしました。続いてハローワーク三条の奈良橋所長から「来年度は今年以上に就職希望者が多いですが、求人企業が増えている状況です。ここにいる企業の方にはどんな人材を求めているのかを話していたとき、高校生の皆さんには多くの企業ブースを訪ねて自分が興味を持てる仕事を探してください」とあいさつされました。



第6講 中小企業の後継者育成の課題  
山口会計パートナーズ代表社員  
税理士 山口 昇さん



統計資料で加茂市内には約千五百の事業所がある。中小企業数が減少している理由で倒産のほかに、後継者がいないため廃業というのが大きくなりつつある。事業を継承するとき、社歴づくりが設立目的や事業の目標を共有するのに有効だと思う。経営者には「目標・夢」を持つことを進めている。「明日をもしれないのに」というが、だからこそ目標や夢に向かう計画を立てることで日々の状況の変化に対応し、修正していただけることを理解していただきたい。

第8講 良寛と加茂  
良寛研究家 小島正芳さん



加茂は良寛と縁深い地で、加茂への往来も俗謡に残っている。明治になり、遺墨は北大路魯山人などの文化人から評価され、全国に知られるようになる。作品は加茂に多くあり、所有者に関真次郎や坪谷善四郎の名を見ることができ。第一回の良寛展では、東京に次いで加茂からの出品が多かった。良寛の残した和歌や詩、書は幕末から明治にかけて三条の村山半牧、蔵雲和尚、貞心尼の手によるところが大きい。

## 第39回 市民大学講座

六月に開講した市民大学講座は、七月に三講義を開催して閉講しました。受講生の皆さんは、丁寧な説明で知識を深めることの楽しさを得ることができたと感想を話されていました。

第7講 医師が語る お酒との付き合い方  
星野内科医院長 星野 清さん



お酒は危険な薬物。つまり「常用量と致死量が最も近い薬物」です。室町時代のものに「危険な嗜好品」という意味合いの記述もある。急性アルコール中毒は、大脳辺縁部と脳幹部が麻痺して、呼吸、循環器系が正常に機能しなくなり死に至ること。中毒症状は、アルコールが体内から抜けきれない状態が続くことで、最近では主婦や退職者、高齢者の増加が目立ちます。一人で飲む「独飲」は良くない。お酒は楽しく飲まなければ、危険な薬物になる。

6月に開催された市民大学講座

- 第1講 「最近の日本経済について思うこと」  
新潟経営大学准教授 吉田一郎さん
- 第2講 「身近な植物とつき合う」  
加茂生物同好会・新潟県立植物園専門相談員  
高橋 務さん
- 第3講 「縁満社会と生きがいづくり」  
— コミュ活のすすめ —  
新潟経営大学教授 中島 純さん
- 第4講 「新潟県観光あれこれ」  
新潟県観光協会副会長 野澤幸司さん
- 第5講 「薬と健康 そして身近なかかりつけ薬局」  
公益社団法人新潟県薬剤師会事務局長  
諏訪美智子さん



# 第57回 加茂市総合体育大会

## 硬式テニスダブルスから 競技スタート

七月十一日、文化会館で総体総合開会式が行われました。十九競技に出場する各競技団体の入場行進につづき、体育協会から体育功労者と優秀競技者の皆さんを表彰しました。ジュニア選手の抱負発表のあとには、加茂水泳クラブの浅野真希さんが「技術とタイムの向上を目指し、練習や試合で交流の機会を増やしていきたい」と選手宣誓。競技は二十日の硬式テニスから始まります。表彰された皆さんは次のとおりです（敬称略）

### 【特別体育功労者章】

▼更科 勲（加茂市体育協会役員として長年にわたり体育文化の発展と振興に尽力）

### 【優秀指導者章】

▼知野東悟（加茂ジュニアバレーボールクラブの選手育成に尽力）  
▼浅野喜一（加茂市ソフトテニススポーツ少年団の選手育成に尽力）

### 【優秀競技者章（団体）】

▼つかさクラブ（第26回全国家庭婦人バレーボール大会いそじ大会新潟県大会3位）▼加茂ジュニアバレーボールクラブ（第33回新潟県スポーツ少年団総合体育大会バ

レーボール大会優勝）▼加茂空手

スポーツ少年団（第33回新潟県スポーツ少年団総合体育大会空手道大会小学生男子団体組手準優勝）

▼新潟経営大学体操競技部（第64回西日本学生体操選手権大会団体総合5位）▼新潟経営大学サッカー部（第18回新潟県サッカー選手権大会県代表決定戦優勝）▼陣ヶ

峰G.C（第25回新潟県スポーツフェスティバル グラウンド・ゴルフ大会団体優勝）▼KENOH

ホワイトエンジェルズ（第4回全日本女子ドッジボール選手権全国大会準優勝）▼加茂レッドファイ

ヤー（第23回春の全国小学生ドッジボール選手権北信越大会出場）

### 【優秀競技者章（個人）】

■スキー競技▼青柳和衛（全日本マスターズスキー選手権小樽大会大回転6位）■ソフトテニス▼前

山 愛（平成25年度新潟県ソフトテニス中学1年生大会優勝）▼樋

口星架（平成25年度新潟県ソフトテニス中学1年生大会優勝）▼福

島 希（第13回県学年別小学生大会兼全国大会予選会（4年生以下）優勝）▼小柳由乃（第13回県学年別小学生大会兼全国大会予選会（4年生以下）優勝）▼矢部 晴



体育功労者・優秀指導者・優秀競技者を表彰

（平成26年度全国高等学校総合体育大会群馬県予選 団体優勝・個人3位）■陸上競技▼真柄幸季

（第68回国民体育大会 少年男子共通八百m4位）▼梅田聖史郎（平成25年度全国高等学校駅伝競

走大会新潟県予選会優勝）▼目黒 誉之（北信越高等学校総合体育大会八種競技3位）▼船久保遥（北

信越高等学校総合体育大会4×百mリレー7位）▼梅田太成（平成

25年度新潟県中学校総合競技大会男子三千m6位）■空手道▼渡部

翔矢（第30回新潟県少年少女空手道選手権大会小学6年生男子「組手」3位）▼伊丹 陸（第30回新潟県少年少女空手道選手権大会小学5年生男子「形」優勝）▼渡部

美天（第30回新潟県少年少女空手



水泳・浅野真希さんが選手宣誓

道選手権大会小学1年生女子「組手」準優勝) ■水泳競技▼浅野恵未(第68回国民体育大会 少年少女A四百mメドレーリレー4位) ▼難波若那(第68回国民体育大会少年少女A四百mメドレーリレー4位) ▼野村春乃(平成25年度北信越高等学校総合体育大会 50m自由形7位) ▼田口由亜(平成25年度新潟県中学校水泳競技大会百m背泳ぎ1位) ▼小林祥子(平成25年度新潟県中学校水泳競技大会二百mバタフライ1位) ▼大野一真(平成25年度全国JOCジュニアオリンピック県予選50mバタフライ1位) ■体操競技▼保倉秀翔(平成26年度新潟県体操競技選手権大会小学生男子Aクラス個人総

合優勝) ▼北見将一(平成26年度新潟県体操競技選手権大会中学生男子個人総合2位) ▼佐野優稀(平成26年度新潟県体操競技選手権大会中学生男子ゆか3位) ▼佐藤脩平(平成26年度新潟県体操競技選手権大会高校生男子個人総合3位) ▼栗林 稜(平成26年度新潟県体操競技選手権大会高校生男子鉄棒優勝・ゆか3位) ▼石附宏太(平成25年度新潟県体操競技ジュニア新人大会小学生Bクラス個人総合3位) ▼平岡達典(平成25年度新潟県体操競技ジュニア新人大会小学生Bクラス個人総合3位) ▼野美妃(平成26年度新潟県体操競技選手権大会小学生女子Aクラス跳馬3位) ▼捧 莉穂(平成25年度新潟県体操競技ジュニア新人大会高校生女子跳馬2位・段違い平行棒3位) ▼松山修也(平成26年度新潟県体操競技選手権大会成年男子の部個人総合2位) ▼鈴木大志(平成26年度新潟県体操競技選手権大会成年男子の部個人総合3位) ▼公野太陽(平成26年度新潟県体操競技選手権大会成年男子の



バレーボール・スキー・野球のジュニア選手が目標と抱負を発表

部ゆか優勝・跳馬優勝) ▼佐藤雄太(平成26年度新潟県体操競技選手権大会成年男子の部跳馬2位) ■サッカー▼吉川愛優(第11回北信越ガールズエイト(U-12)サッカー大会新潟県大会準優勝) ■太極拳▼栢森茂昌(第19回にいがたねりんピック男子70歳以上の部優勝) ▼金谷稔(第23回新潟県太極拳大会男子60歳以上の部3位) ▼新井麻子(第23回新潟県太極拳大会女子60歳以上の部優勝) ■テコンドー▼渡辺凜太郎(JOCジュニアオリンピックカップ第6回全日本ジュニアテコンドー選手権大会小学生5年男子3位) ■新体操▼竹内理恋(平成25

## 総体結果



硬式テニス  
(ダブルス)

期 日 七月二十日  
会 場 庭球場(駒岡)

※男子CクラスはBクラスに含め実施、女子のB・Cクラスはエントリーがありませんでした。

【男子】▼Aクラス①井上悠太・長谷川弘良(加茂ローン) ②中島昭・田下勝巳(加茂ローン) ③川又誠一・橋本国定(日立ニコ) ▼Bクラス①鎌迫章太郎・高橋遼河(加茂高) ②木戸達也・宮島裕明(加茂農林高) ③磯辺魁斗・鈴木翼(加茂農林高) 【女子】Aクラス①志田美津子(グレイト)・中山佐和子(シテイサークル) ②林住代・佐藤桂子(グレイト) ③中島美和子・金田美佐子(加茂ローン)

年度北信越ジュニア体操選手権大会新体操新潟県予選会 クラブ優勝・徒手2位)

# 七谷忠魂碑遺跡の集石遺構

七谷忠魂碑遺跡（黒水遺跡とも呼ばれる）は、加茂川上流の黒水地内で加茂川左岸の段丘上にある。昭和六十年に国道拡幅工事に伴い発掘調査が行われた。

発掘調査の結果、多量の自然石が集められた集石遺構九基、意図的に石が配置された配石遺構十一基、石が立てられた立石遺構一基、土坑二基が確認された。竪穴住居などは発見されていない。

二号集石遺構は、直径百三十cmほどの円形の穴に、長さ二十〜三十cm大のものや、小礫が百三十個以上埋められていた。六号集石遺構は、二mを超え  
る範囲に約二百四十個もの小石が集められていた。  
八号配石遺構は、三十〜四十cmの偏平な六個の石を二列に置き、その中央に四個の小石を持ち、配石の下に

は穴が掘られていた。

立石遺構は長さ約四十cmの多面体の石が二つ、八十cm間隔で地面に立てられたものである。

これらの遺構からは土器などが出土せず正確な時期は決められないが、周辺から縄文時代中・後期



七谷忠魂碑遺跡の集石遺構

を中心し前期〜晩期の土器が出土していることから、おおむね縄文時代の遺構と考えて間違いない。このほかに弥生時代後期の土器片が少量見られる。

自然石は、この場所にもとからあったものではなく、縄文人が加茂川から採取し、意図的に集め並べたものと考えられる。

ほかの遺跡の調査例では、集石遺構は石蒸し料理などの調理用施設の可能性が指摘されるものもあるが、石に焼けた痕跡がないかどうか、炭などが残されていないかなど細かい観察が必要である。調査区からは居住に関係した施設が見つかっていないことや土器も少ないなど、日常生活空間とは異なつた場所と考えられる。

配石遺構や立石遺構は、多くが墓や祭祀に関係すると考えられている。遺跡が加茂川を眼下に望む高台にあること、東側に開けた前面には標高約百九十mの薬師山を仰ぎ見る場所にあることが、祭祀空間として選択された一因である。

七谷忠魂碑遺跡では縄文人の精神世界を垣間見ることができる。

(伊藤秀和)



社会福祉費寄付金  
▼弥栄の会より

二万七千四百四十九円

加茂市へ

▼小柳吉三郎さん（上町）から  
鯉のぼり五十六本（新品五十万円相当）

## 人口のうごき

7月1日現在  
世帯 10,296 (+ 6)  
人口 29,400 (- 7)  
男 14,205 (- 5)  
女 15,195 (- 2)  
( )内は前月比  
(5月異動分)  
出生 13 (男 7 女 6)  
死亡 31 (男 19 女 12)  
転出 28 転入 39